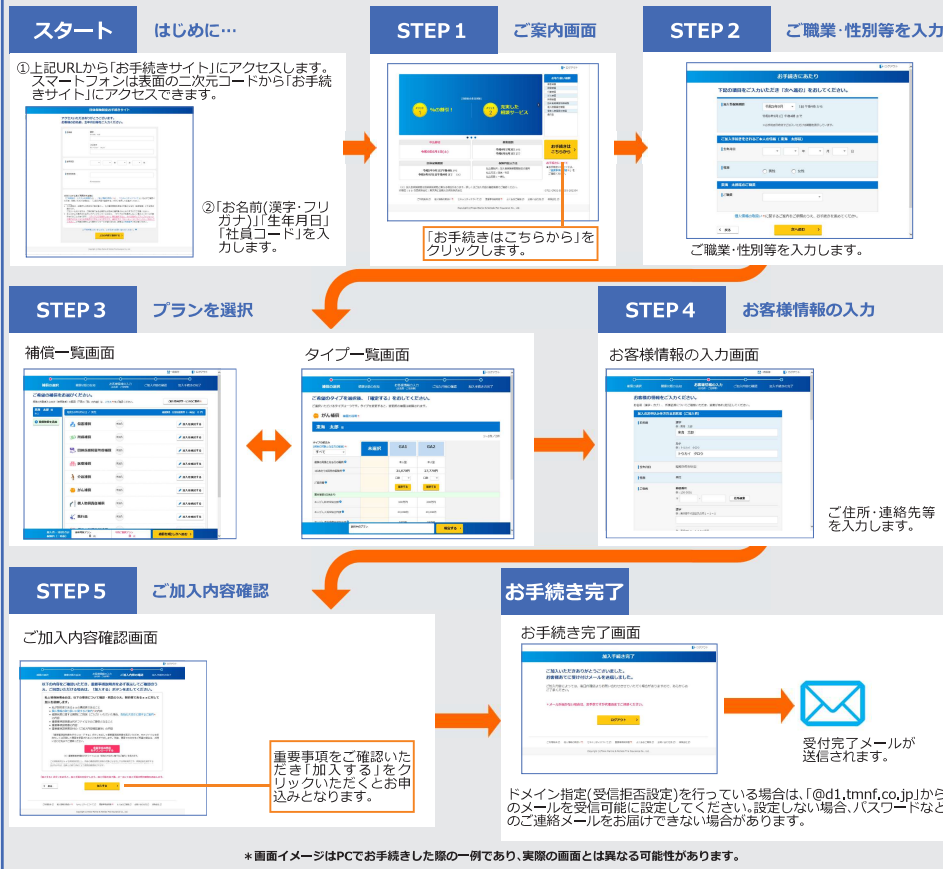


お手続きはかんたん。

<http://ezoo.jp/ds6/A0018930000126062602> に今すぐアクセス！



- ※ このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「お手続きサイト」掲載の「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。また、重要な情報を記載しております。ご不明な点等がありましたら、お問い合わせ先までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、上記URL内「お手続きサイト」にてご参照できます。
- ※ 「お手続きサイト」に記載の個人情報については、東京海上日動および東京海上グループ各社が取り扱う保険商品等の各種商品・サービスのご提供・ご案内をするために利用させていただくことがあります。東京海上グループ各社の範囲、東京海上日動および東京海上グループ各社における個人情報の取扱い等については、東京海上日動のホームページ(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。
- ※ 保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。

事故時の連絡先等は以下のURLから保険期間中いつでも参照できます。アクセスには加入者証券番号が必要となります。「認証キーワード」欄に加入者証券番号を入力してください。

<http://ezoo.jp/ds3/A001893000012606>

スマートフォンからも参照できます



お問い合わせはこちらまで

株式会社 JALUX 保険サービス

〒140-0002

東京都品川区東品川2-3-14 東京フロントテラス18F

TEL: 0120-840-480

受付時間: 平日午前9時～午後7時 土日祝休

公式LINE始めました。ぜひ追加をお願いします。

ID: @yamae-hs



HPは
こちらから



【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
担当課: 福岡支店 企業金融公務支店
企業第二チーム
〒812-8705
福岡市博多区綱場町3-3
福岡東京海上日動ビル
TEL: 092-281-7172
受付時間: 平日午前9時～午後5時

26TX-000860 2026年5月

ヤマエグループの皆さまへ

いつでも どこでも らくらく手続き

インターネットで保険に加入できます！

ご自身・ご家族の安心をサポート！ 選べる補償

団体総合生活保険のご案内

お申込み・詳細についてはこちらから！

らくらくアクセス！ (イチョイス)
ネット募集システム e-CHOICE

平日夜間、休日もお手続きいただけます。ご自宅でのお手続きも可能です！

※利用可能時間は、毎日6:00～翌朝4:00(日曜・祝日含む)となります。

<http://ezoo.jp/ds6/A0018930000126062602>

上記URLにアクセス頂き、お見積りに必要な簡単な情報を入力いただければすぐに加入手続きができます。

インターネット募集期間

2026年6月2日～2027年5月31日

団体保険期間: 2026年6月1日午前0時～2027年6月1日午後4時まで
加入者保険期間: 加入手続き日の翌日以降午前0時～2027年6月1日午後4時まで

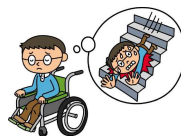


スマートフォンでも手続きできます



からだに関する補償

傷害補償



医療補償



収入に関する補償

所得補償



団体割引
適用により
保険料が **15% OFF**

がん補償



介護補償



賠償責任に関する補償

個人賠償責任



財産に関する補償

携行品



費用に関する補償

ホールインワン・
アルバトロス費用



©東京海上日動

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

補償ラインナップ(基本補償)

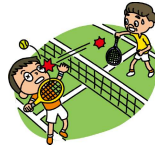
補償内容等の詳細は「お手続きサイト」をご確認ください。

傷害補償

■ 日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…・交通事故によるケガ
・旅行中のケガ
・仕事中のケガ
・家庭内でのケガ
・スポーツ中のケガ



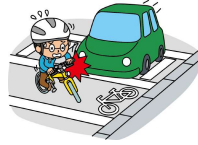
■ 交通事故等限定プラン

【交通事故傷害危険のみ補償特約セット】

国内外での交通事故等*1により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…・クルマにはねられたときのケガ
・駅の改札口に入ってから出るまでのケガ

*1 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



所得補償

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(4日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。



医療補償

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。



がん補償

がんと診断確定*1された場合に保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



ゴルフアープラン(傷害・賠償・財産・費用)

傷害補償(ゴルフ中等限定)

【ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…・スイングした拍子に転んだときのケガ



個人賠償責任(ゴルフ中等限定)

【ゴルフ賠償責任補償特約セット】

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。
・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

介護補償

【認知症アシスト付き年金払介護】

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

【認知症アシスト付き一時金払介護】

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。



個人賠償責任

■ 日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

携行品

■ 携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば…・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



携行品(ゴルフ用品限定)

【ゴルフ用品補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難
※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。

②ゴルフクラブの破損、曲損
例えば…ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書(同伴競技者と同伴競技者以外の第三者が目撃したことの証明およびゴルフ場の証明または映像等)をご提出いただきます。上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細はお手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

例えば…ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。